|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| ご担当者名 |  |
| TEL |  |
| E-mail |  |

**県外（指定特別管理）産業廃棄物搬入（変更）届出書チェック表**

｟届出書の種類｠

|  |  |
| --- | --- |
| □（第４号様式）県外産業廃棄物搬入届出書 | □（第５号様式）県外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書 |
| □（第６号様式）県外産業廃棄物搬入変更届出書 | □（第７号様式）県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書 |

｟様式｠

* １．届出日は記入されていますか。
* ２．届出者は、契約者と同一の者ですか。
* ３．工場等又は解体作業現場等の名称やその所在地が記入されていますか。
* ４．種類、処分数量、処分方法は、処分委託契約書の内容と整合していますか。
* ５．処分期間の初日は、届出日から15日以降となっていますか。

（指定特別管理産業廃棄物の場合は、届出日から20日以降）

* ６．処分期間の末日は、委託契約書の契約期間満了日までとしていますか。
* ７．産業廃棄物の性状及び産業廃棄物の発生工程が記入されていますか。
* ８．産業廃棄物の収集・運搬業者及び処分業者の、氏名又は名称、住所、許可番号、処分業者においては施設の種類、処理能力、設置場所が記載されていますか。

｟添付書類｠

* 添付書類に不足がないですか。

|  |  |
| --- | --- |
| * ９
 | （指定特別管理）産業廃棄物の性状を明らかにする書類添付書類の例：写真、廃棄物データシート、溶出試験成績書、含有試験成績書※特別管理産業廃棄物又は有害物質（カドミウム等）が含まれるおそれのある場合は、概ね１年以内に実施した溶出試験成績書若しくは、含有試験成績書又はその両方を添付してください。（発生工程の概要図及び廃棄物データシート等により、性状が明らかな場合はこの限りではありません。）※再生品になる処理委託をする場合における溶出試験成績書の取り扱いは、下記の項目【県内において廃棄物を再生処理し、再生品になる処理委託をする場合】もご確認ください。 |
| * 10
 | 排出事業者の事業の概要を記載した書類添付書類の例：パンフレット、会社ホームページの写し |
| * 11
 | （指定特別管理）産業廃棄物の発生工程の概要図 |

|  |  |
| --- | --- |
| * 12
 | 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し* 収集運搬業者との委託契約書の写しを添付していますか。

・運搬の目的地が記載されていますか。* 処分業者との委託契約書の写しを添付していますか。

・処分先、中間処分方法、最終処分の場所の所在地、能力などが記載されていますか。* 上記のほか、委託する廃棄物の種類や数量、支払う料金等は記載されていますか。
* 委託する収集運搬業者及び処分業者それぞれの許可証の写しを添付していますか。

・添付する許可証の写しは、許可の有効期間が過ぎていませんか。・収集運搬業者の許可証の写しは、発着地双方に係るものを添付していますか。 |
| * 13
 | 【県内において廃棄物を再生処理し、再生品になる処理委託をする場合】「循環関連産業による資源循環の促進に向けたガイドライン 再生品の安全性確保編（令和6年3月）」に準拠し、処理される産業廃棄物が処理業者の定める受入基準に適合していることを証明する書類（概ね1年以内に実施した計量証明書）（溶融、焼成処理の場合を除く）。　なお、発生工程の概要図及び廃棄物データシート等により、有害物質が含まれるおそれがないと確認できる場合はこの限りではありません。［分析が必要となる再生品と分析項目の例］　再生品の例：再生土、地盤改良材、特殊肥料、植栽基盤材、路盤材、コンクリートブロック　分析項目の例：カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素、ホウ素　分析方法の例：土壌環境基準溶出試験（環境庁告示第46号試験） |
| * 14
 | 【建設工事に伴い発生した産業廃棄物の場合】届出者が当該工事の元請業者であることが分かる書類（例：工事請負契約書の写し）※特定の工事のみを対象としておらず、届出時に工事請負契約を締結していない場合等においては、想定される施工体系図等を提出してください。 |

注）県外（指定特別管理）産業廃棄物搬入変更届出書を提出する場合は、変更事項に関連する箇所のみチェックをしてください。